

(新旧対照表)

「いよぎんダイレクト」サービス規定の改正内容

変更前	変更後
「いよぎんダイレクト」サービス規定 (2022年12月12日改正)	「いよぎんダイレクト」サービス規定 (2024年4月15日改正)
～略～	～略～
第4条 本サービスの依頼 ～略～	第4条 本サービスの依頼 ～略～
(3)取引内容の確認	(3)取引内容の確認
①本サービスを利用して取引を行った場合は、当行の窓口またはATMによりすみやかに通帳記入を行う（ただし第15条に定める「Web口座」サービスのご利用口座を除きます）か、本サービスにて取引結果照会を行い、取引内容の確認を行ってください。	①本サービスを利用して取引を行った場合は、当行の窓口またはATMによりすみやかに通帳記入を行う（ただし、 第11条に定める外貨預金サービス、 第15条に定める「Web口座」サービスのご利用口座を除きます）か、本サービスにて取引結果照会を行い、取引内容の確認を行ってください。
～略～	～略～
第8条 定期預金 ～略～	第8条 定期預金 ～略～
(3)口座開設 ～略～	(3)口座開設 ～略～
④本サービスにて開設された口座の通帳は、後日会員のお届け住所に宛てて郵送します。	④本サービスにて開設された口座の通帳は、後日会員のお届け住所に宛てて郵送します。 <u>通帳をお受け取りにならなかった場合は、当行所定の期間経過後に通帳を廃棄いたします。なお、通帳再発行に際しては当行所定の手数料を申し受けます。</u>
(新設)	
～略～	～略～
第9条 積立定期預金 ～略～	第9条 積立定期預金 ～略～
(3)口座開設 ～略～	(3)口座開設 ～略～
④本サービスにて開設された口座の通帳は、後日会員のお届け住所に宛てて郵送します。	④本サービスにて開設された口座の通帳は、後日会員のお届け住所に宛てて郵送します。 <u>通帳をお受け取りにならなかった場合は、当行所定の期間経過後に通帳を廃棄いたします。なお、通帳再発行に際しては当行所定の手数料を申し受けます。</u>
(新設)	
～略～	～略～
第11条 外貨預金サービス	第11条 外貨預金サービス

変更前	変更後
<p data-bbox="577 97 667 121">～略～</p> <p data-bbox="129 134 394 164">(6)外貨預金口座開設</p> <p data-bbox="577 177 667 201">～略～</p> <p data-bbox="129 213 1120 325">①「外貨預金サービス」で開設した口座は、通帳不発行といたします。この預金への預入額、通貨、約定利率、預入期間および満期日等の取引明細は、本サービスの照会メニューで確認できます。</p> <p data-bbox="152 338 1120 408">なお、<u>通帳の発行を希望される場合は、当行本支店の窓口において、当行所定の通帳発行手続きを行うことで通帳を発行いたします。</u></p> <p data-bbox="1032 459 1120 483">以 上</p>	<p data-bbox="1592 97 1682 121">～略～</p> <p data-bbox="1151 134 1415 164">(6)外貨預金口座開設</p> <p data-bbox="1592 177 1682 201">～略～</p> <p data-bbox="1151 213 2141 325">①「外貨預金サービス」で開設した口座は、通帳不発行といたします。この預金への預入額、通貨、約定利率、預入期間および満期日等の取引明細は、本サービスの照会メニューで確認できます。</p> <p data-bbox="1173 338 2141 408">なお、<u>店頭で入出金を受け付ける場合は、当行所定の本人確認手続きのうえ取り扱います。</u></p> <p data-bbox="2049 459 2136 483">以 上</p>

以 上